2016年 8月

発行 家計簿、くらし調査研究会 コープのホームペーシ"

> http://www.ucoop.or.jp/hiroba/i eport/kurashi/index.html

もう迷わない!!

ムダなく、貯める、活かすこれからの主婦の働き方は?

先送りになりましたが、これから消費税率引き上げや年金問題と、家計は大変になるばかりです。 モニター調査では、30~40代の働く妻が増えています。

先日の新聞記事によると、60~74歳を対象にした意識調査において、ほしいのものは、 「お金」と回答した人が40.6%で、「幸せ」の15.6%を大きく上回っています。

子育て世代にあっても、老後資金など、将来に備えて、不安に感じている方も多いと思います。 主婦の働き方も多様化しており、税金、社会保険について、考えてみました。

★働く主婦の収入と税金の関係

妻の収入	夫の税金	妻の税金			
	配偶者控除	所得税	住民税	健康保険	年金
100万円以下	受けられる	かからない	かからない	かからない	かからない
100万円1円~103万円	受けられる	かからない	かかる	かからない	かからない
103万円1円~130万円	受けられない	かかる	かかる	かからない	かからない
130万円1円以上	受けられない	かかる	かかる	かかる	かかる

*住民税は地方自治体によって金額は変動します

★税金の基本的な考え方

収入-(必要経費+所得控除)=課税所得

課税所得×税率=税金

* 所得控除とは、一定の条件を満たした場合に、 (基礎控除を除く)、所得額から、一定の金額を 控除、差し引くことができる制度。

* 10月より制度がかわります。

年収106万円以上(勤務時間が週20時間以上、勤務期間1年以上を見込み、学生以外で従業員501人以上、 の基準を満たす場合)は、厚生年金加入するため、社会保険料が発生します。

従って、現在の妻の年収が106万円以上130万円未満の場合、世帯年収は減少することになります。 130万円あれば、社会保険料とトントンになるので、世帯の収入を増やすには、130万円を超えて の時間度が 働くことが必要です。

例:現行制度で夫の年収が500万円の場合

妻の年収 106万円 世帯の手取りは500万円

10月からの制度の場合

妻の年収 106万円 (年約15万円の社会保険料発生)

世帯の手取り 約487万円 社会保険料の発生により約13万円減少

妻の年収 130万円 世帯の手取り 約500万

160万円 妻の年収

(10年勤務すると厚生年金年約12万円増加)

世帯の手取り約520万円

* 妻の年収を約104万円におさえたり、従業員501人未満の企業に変えて厚生年金に加入しなければ、 手取りは約500万円は維持できます。

長生きすれば保険料ももらえるので、もとはとれる可能性があります。ご自分にあった働き方を考えましょう。